

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副会長	副会長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 5 年 11 月総会議事録

期 日 令和5年11月10日(金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和5年11月10日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(1人)

4番 西山 一郎

農地利用最適化推進委員(名)

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、●●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積(利用権設定)の公示について

報告第1号 農地法第18条6項の規定による届け出(合意解約)

その他

事務局長

皆さんこんにちは。

定刻に若干早いですが、皆様おそろいですので、11月の総会を始めさせていただきますと思います。

まず田所会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長

改めてこんにちは。

一応、農繁期もひと段落ついたかと思えますけども、今年の異常気象でですね、11月でも夏日があり、非常に暑い日が続くということで、朝夕と昼の寒暖差が非常に激しくなっているのが現状かと思えます。

そういう中で、ひとつ体の上で十分に健康に気を付けてほしいというふうに思いますし、またインフルエンザも流行する兆しがあるということは言われております。その点もひとつ十分注意していただきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いしたいと思えます。以上です。

事務局長

会長ありがとうございました。

それでは議事に入る前に出欠確認です。

本日は●●委員より、欠席の連絡をいただいておりますので、13名中12名の出席であり定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また推進員さんは6名、皆様御出席です。

それではこれより議事に入りたいと思えます。

議長は会議規則、第4条の規定により会長をお願いすることになっておりますので、会長、議事のほうをお願いいたします。

議 長

議事に入ります。議事日程、議事録署名委員の決定を議題といたします。議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。（異議なし）

異議なしと認め、議事録署名委員は、●●番●●委員、●●番●●委員、お願いいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1と番号2は関連がありますので一括審議したいと思います。では事務局説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号、1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、46、家族構成、人員、4、農主・農従はいません。耕作面積を持っていません。

続けて、譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、85、家族構成、人員、2、農主・農従はいません、耕作面積、自作地2,368㎡、土地の所在、大字、川崎、字、小大山、地番、●●番地●●、地目、田、地積が895㎡、通作時間、徒歩3分、申請理由、生前一括贈与になります。

続きまして、議案第1号の番号2について、2ページのほうを御覧ください。議案第1号、番号、2、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、年齢、55、家族構成、人員、2、農主・農従はいません、耕作面積等もありません。

譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、85、家族構成、人員、2、耕作面積、自作地、2368㎡、土地の所在、大字、川崎、字、小大山ほか、地番、●●番地●●ほか、合計3筆、地目、田ほか、地積、1305㎡ほか、合計1,473㎡、通作時間、車で8分、申請理由、生前一括贈与となっています。

この議案は、譲渡人の●●氏が、娘さん2人に、自分の持っている農地を生前一括贈与するということです。

10月30日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。3ページに位置図、4ページに航空写真をつけています。よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい。10月30日に私と●●、さんと、事務局で現地の米田の農地を見てまいりました。間違いなことを報告します。

議 長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いいたします。質疑ないですか。

これは今耕作してるの。

事務局係長

ここは、今は●●委員が耕作しています。

議 長

はい。他ないですか。(質疑なし)

ないようですのでお諮りいたします。

議案1号、番号1、番号2について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。(賛成多数)

はいありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号、番号1及び番号2は、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり承認といたします。

●●委員

1個聞いていいですか。生前贈与と死亡後の相続ではどう違いますか。

議 長

税金が違いますね。

●●委員

どちらが安いですか。

議 長

それぞれのケースで違う(ので一概には分からない)。

●●委員

分かりました。

議 長

はい、いいですか。続きまして議案第2号番号1、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。議案2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号、1、譲受人、住所、川崎町大字池尻●●番地の1、氏名、●●、譲渡人、住所、福岡市東区水谷3丁目●番●号、氏名、●●、土地の所在、大字、池尻、字、原田、地番、●●番●●、登記地目、畑、地積、378㎡、申請理由、売買、申請目的、資材置場兼駐車場になっています。

この議案は、●●氏宅の隣にある畑を買って、●●氏が務める株式会社●●工業の資材置場兼駐車場にしようとするものです。

10月26日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行きました。

6 ページに位置図、7 ページに航空写真をつけています。
 よろしくお願ひします。

議長 長 たいだいま事務局の説明が終わりました。●●委員、補足説明をお願ひいたします。

●●委員 はい。場所は、池尻の大石神社の参道の向かって左側ですね、ちょうど本人の●●君の家の真ん前で畑になっております。何らの問題はないことを確認いたしました。以上です。

議長 長 はい。たいだいま事務局及び補足説明が終わりましたが質疑のある方、挙手をお願ひいたします。（質疑なし）
 ないようですのでお諮りいたします。議案第 2 号、番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。
 （賛成多数）
 はいありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認とし、県へ意見書を進達いたします。
 続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）について、事務局説明方お願ひいたします。

事務局係長 はい。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）について、番号、1、賃借人、氏名、●●●、住所、大字田原●●番地、賃借人、氏名、●●●、住所、大字田原●●番地●●●、利用権設定による法律の関係は賃借権です。土地の所在、大字、田原、字、宮迫、番地、●●●番●●●、地目、田、面積、533 ㎡、賃借年数、3 年、設定の内容、新規で、10a 当たりの小作料の単価は無償、合計面積 606 ㎡です。この他 11 ページを御覧ください。（全部で）新規 8 件、うち田んぼが 8,309 ㎡、畑 1,307 ㎡、合計新規が 9,616 ㎡となっております。
 継続が 8 件、田が 40,957 ㎡、畑はありませんで、継続の面積合計 40,957 ㎡。借手が 15、貸手が 16 人、田が 48 筆、畑が 1 筆、合計 49 筆、50,573 ㎡が今回の利用権の設定の申請です。以上です。

議長 長 はい。利用権の設定について事務局説明が終わりました。これについて何か質疑のある方、挙手をお願ひいたします。
 （質疑なし）
 ないようですので、お諮りいたします。
 議案第 3 号、について承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。（賛成多数）
 はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）については、原案どおり承認いたします。
 11 月の 20 日から 12 月 19 日まで公告公示します。
 それでは報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出、合意解約について、事務局説明方お願ひいたします。

事務局係長 はい。12 ページからですね、14 ページにかけて、報告だけに

なりますので、よろしくお願ひします。

報告第1号、番号、1、賃貸人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●、土地の所在、大字、川崎、字、上見崎ほか、計3筆、地目、田、地積が895㎡ほか合計2,351㎡となります。契約の期間、令和3年11月20日から令和5年11月19日まで2年間、権利の種類、基盤強化促進法による利用権、解約理由としては、賃借人変更に合意したためです。

次に、番号、2、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●、土地の所在、大字、安真木、字、無田田ほか、地番、●●番ほか合計11筆、地目、田、地積、1,270㎡ほか合計16,762㎡です。

契約の期間、令和5年5月10日から令和8年5月9日までの3年間、権利の種類、基盤強化促進法による利用権です。

解約の理由、法人が解散したためとなっています。

14ページを御覧ください。報告1号、番号、3、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、嶋ノ本、地番、●●番、地目、田、地積が1,437㎡、契約期間、令和2年5月20日から令和12年5月19日までの10年間となっています。権利の種類は、基盤強化促進法による利用権で、解約理由としましては、賃借人が亡くなったためです。

以上3件が合意解約の届出が出されています。以上です。

議 長

はい。この件については一応報告だけですので、お諮りすることはございません。

事務局長

続きましてその他に入ります。その他何かありますか。

よろしいですか。事務局から2点ほど、ございます。

まずですね今日机上のほうに配布させていただいておりますが、先月、農業会議田川支部の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会がございました。そのときの事例、例題ということで、補足で農用地区域の判断の事例資料が追加で届きましたので、欠席されていた方もいらっしゃいましたので、皆さんに配付させていただいたということです。参考にさせていただければと思います。続きまして2点目ですけれども、ご案内ですが、一筆調査、地域計画の関係です。今続々と調査票を回収させていただいておりますが、（調査結果を集計した）そのあとのですね、地元の集落座談会というのが、今後あります。農林振興課からの御案内ですけれども、まずですね、田原地区、安宅地区、太田地区で、夜7時ぐらいからになりますけれども、今月末ぐらいから12月にかけて日程を設定して、地元との座談会を開催する予定です。その日程調整で、担当地域のところの農業委員さんにも御案内しますので、御協力のほどをお願いしたいという御案内でございます。また御連絡ありましたら、御協力お願いいたします。以上事務局か

議 長 らです。

議 長 はい。事務局からのその他でございますが、座談会のほうはですね、3年ぐらい前かな、3年ぐらい前に1回開いておりますけども、今回さらに1筆調査の結果をもちまして各座談会に入るといふことでございますので、その日程で、その地区の農業委員さんの方については、大変御苦労かと思っておりますけどもひとつご協力のほどお願いしたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

●●委員 その他、他にないですか。

事務局係長 いいですか。この前の一筆調査かな、（知り合いの人の家に調査に）来て、死んだ人の名前できて、いないということで回答したが、死んだ人の名前が消えてないから来るんやろ。

議 長 そうですね、（相続などしていなくて）名義が変わっていないからです。

●●委員 今回出したのが、（農地）台帳が更新される前の（データが残っていて更新できていない）台帳ですので（そういう場合もあります）。

議 長 そちらは、相続人も亡くなったりして（誰も関係者が）いないので、ずっと来るよ（そのまま修正されない）。

議 長 それはそこの地区だけじゃなくて、全地区そういうのがあると思います。システムの中で、それをやりかえ（修正）しなきゃならんというような状況まで来ています。その点については、順次改修していきたいというふうに思っております。

ほかにありませんか。（なし）

無いようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は12月8日、1時30分から開催いたしますので、時間を間違えないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会11月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

閉会 14時00分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

番委員

番委員

議 長